生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

指定医療機関の手引

令和８年４月

秋田県

目　　次

第１ 生活保護制度のあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
第２ 支援給付制度のあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
第３ 医療機関の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
１ 指定申請
２ 指定基準
３ 指定の更新
４ 指定医療機関の届出事項一覧
第４ 指定医療機関に守っていただくこと・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
１ 医療担当義務について
２ 診療報酬について
３ 指導等について
４ 標示の義務
第５ 指導及び検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
１ 指導
２ 検査
３ 検査等の結果と措置
第６ 医療扶助及び医療支援給付の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
１ 範囲
２ 診療方針及び診療報酬
３ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用原則化について
第７ 医療扶助の申請から決定まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
第８ 診療報酬の請求手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
１ 診療報酬の請求
２ 診療報酬請求書の記載について

（参考資料）
・生活保護法（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
・指定医療機関医療担当規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
・生活保護法第 52 条第 2 項の規定による診療方針及び診療報酬・・・・・・・・・２１
・福祉事務所一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

第１　生活保護制度のあらまし

生活保護とは、国が生活に困窮するすべての国民に対し困窮の程度の応じて必要な保護を行い、その自立を助長しようとするものです。

保護の種類は、生活・教育・住宅・介護・医療・出産・生業及び葬祭の８種類の扶助に分けられ、それぞれの扶助は最低生活を充足するに必要とされる限度において、要保護者の必要に応じて単給又は併給として行われます。 また、保護の方法としては、生活・教育・住宅・出産・生業及び葬祭の各扶助については、金銭給付を原則としていますが、介護扶助及び医療扶助は、生活保護法（以下「法」という。）の指定を受けた介護機関及び医療機関に委託して行う現物給付を原則としています。

保護の決定と実施に関する事務は、それぞれの地域を管轄する福祉事務所で行っております。

第２　支援給付制度のあらまし

支援給付制度は、先の大戦において生じた混乱等により、本邦に引き揚げることができず、引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等の置かれた特別の事情に鑑み、平成 20 年 4 月 1 日から実施されることとなった生活保護とは異なる制度です。

中国残留邦人等に対して老齢基礎年金を満額支給してもなお生活の安定が十分に図れない場合に、その中国残留邦人等及びその配偶者に支給されるものです。

支援給付は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 14 条第 4 項により、同法に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例によることとされています。

支援給付の種類は、生活・住宅・医療・介護・出産・生業及び葬祭の 7 種類で、生活保護の教育扶助に相当するものはありません。

また、生活保護同様に金銭給付が原則ですが、介護支援給付及び医療支援給付は現物給付を原則としています。

第３　医療機関の指定

１ 指 定 申 請

医療機関（病院・診療所・訪問看護事業者・薬局をいう。）が、生活保護法及び中国残留邦人等支援法による指定を受けようとするときは、美の国あきたネット（秋田県公式サイト）から申請書をダウンロードし、福祉事務所等に提出してください。なお、申請書は各福祉事務所にも備え付けてあります。

いったん指定を受けた医療機関でも、医療機関コードが変更になる場合等には、廃止届の提出と、新規の指定申請が必要です。

また、指定医療機関の名称又は所在地が変更になる場合には、変更届を提出する必要があります。

○各申請書ダウンロードページ：http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/2467

２ 指 定 基 準

(1) 指定の要件

知事は、上記の申請があった医療機関について、法第 49 条の 2 第 2 項各号（欠格事由）のいずれかに該当するときは指定医療機関の指定をしてはならないことになっています。また、同条第 3 項各号（指定除外要件）のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしないことができます。

（欠格事由の例）

・当該申請に係る医療機関が健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。
・開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
・申請者が、指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。
・申請者が、指定医療機関の指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して 5 年を経過していないものであるとき。

（指定除外要件の例）

・被保護者の医療について、その内容に適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき。
・医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不適当と認められるものであるとき。

(2) 指定の取消

知事は、指定医療機関が法第 51 条第 2 項各号に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。

（取消要件の例）

・指定医療機関が健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局でなくなったとき。
・指定医療機関の開設者が禁錮以上の刑に処せられたとき。
・指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があったとき。
・指定医療機関が不正な手段により指定医療機関の指定を受けたとき。

3 指 定 の 更 新

指定医療機関の指定の有効期間は 6 年です。（法第 49 条の 3 第 1 項） 6 年ごとに更新を受けなければ指定の効力を失います。

指定の更新時期が近づいたら、指定更新申請書類に必要事項を記載の上、所定の提出先に提出してください。

4 指定医療機関の届出事項一覧

届出を要する事項 ＼ 提出書類		指定誓約申請書書	変更届	廃止届	休止届	再開届	辞退届
新規申請	医療機関（病院、診療所、歯科、薬局、訪問看護ステーション）が初めて指定を受ける場合	○					
既に指定を受けている場合	(1) 移転したとき（訪問看護ステーションを除く） (2) 開設者交代 ・個人の交代（A氏→B氏） ・個人⇔法人 ・法人が別法人へ変更した場合 （法人の代表者が交代した場合は届出不要） (3) 病院⇔診療所に変わった場合 ※いったん廃止し、新たに指定申請する必要があります。	○		○			
	(1) 医療機関の名称変更 (2) 所在地の変更 ・移転（訪問看護ステーションのみ） ・住居表示変更・地番整理 (3) 開設者に関する変更 ・氏名（法人の場合は法人名称）の変更 ・住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）の変更 (4) 管理者の変更 ・氏名の変更 ・住所の変更 ・管理者の交代 (5) 医科⇔歯科に変わった場合（業務の種類及び医療機関コードの変更）		○				

届出を要する事項 ＼ 提出書類		指定誓約申請書	変更届	廃止届	休止届	再開届	辞退届
	(1) 天災、火災その他の原因により指定医療機関等の建物又は設備の相当部分が滅失し、又は損壊したとき (2) 医療機関の開設者が死亡した場合 (3) 医療機関の開設者が業務を中止した場合			○			
	(1) 天災その他の原因により、医療機関の建物の一部分が損壊し、正常に医療を担当することができなくなったが、復旧する意思及び能力を有する場合 (2) 指定医療機関に勤務する医師等が死亡し、又は辞職等をしたため、正常に医療を担当することができなくなったが、当該指定医療機関の開設者がこれを補充する意思及び能力を有する場合 (3) 開設者等が自己の意思により当該業務を休止したとき				○		
	業務を休止した医療機関が業務を再開した場合					○	
	生活保護法による指定のみを辞退する場合（業務は継続）						○

第４ 指定医療機関に守っていただくこと

１ 医療担当義務について

⑴ 福祉事務所長等から委託を受けた患者について懇切丁寧に医療を担当すること。

⑵ 指定医療機関医療担当規程に従うこと。

⑶ 法第 52 条による診療方針によって医療を担当すること。

２ 診療報酬について

⑴ 患者について行った医療行為に対する報酬は、法第 52 条による診療報酬（国民健康保険の診療報酬の例による）に基づき、所定の請求手続きにより請求すること。

⑵ 診療内容及び診療報酬の請求について知事の審査を受けること。

⑶ 知事の行う診療報酬の決定に従うこと。

３ 指導等について

⑴ 患者の医療について、厚生労働大臣又は知事の行う指導に従うこと。

⑵ 厚生労働大臣又は知事が必要と認めた場合に当該職員に行わせる立入検査を受けること。

４ 標示の義務

指定医療機関は、業務を行う場合の見やすい箇所に標示を掲示してください。

第５ 指 導 及 び 検 査

１ 指 導

指定医療機関に対する指導は、被保護者に対する援助の充実と自立助長に資するため、法による医療の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的として行います。指導の形態は、次の２種類があります。

⑴ 一般指導

一般指導は、法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会、広報、文書等の方法により行います。

⑵ 個別指導

個別指導は、指導の対象となる指定医療機関に対して、個別に面接懇談方式により行います。ただし、必要に応じ、指定医療機関の管理者又はその他の関係者に、一定の場所に集合していただいて行う場合があります。

２ 検 査

被保護者の診療内容及び診療報酬請求の適否その他医療扶助の実施に関して、診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む）と診療録（調剤録を含む）その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実地に行います。

３ 検査等の結果と措置

検査の結果は、後日、文書によってその旨の通知を行います。知事は、検査を行った指定医療機関に対して、改善を要すると認められた通知事項については、文書により報告を求めることになります。

（行政上の措置）

⑴ 指定取消・効力取消

知事は、指定医療機関が次のいずれかに該当したときは、その指定の取消しを行います。ただし、指定の取消しの処分に該当する医療機関の機能、事案の内容等を総合的に勘案し、医療扶助のための医療の確保を図るため特に必要と認められる場合は、期間を定めてその指定の全部又は一部の効力停止を行うことができます。

（ア）故意に不正又は不当な診療を行ったもの。

（イ）故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの。

（ウ）重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行ったもの。

（エ）重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったもの。

(2) 戒告

知事は、法による指定医療機関が次のいずれかに該当したときは、戒告の措置を行います。

（ア）重大な過失により、不正又は不当な診療を行ったもの。

（イ）重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの。

（ウ）軽微な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行ったもの。

（エ）軽微な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったもの。

(3) 注意

知事は、法による指定医療機関が次のいずれかに該当したときは、注意の措置を行います。

（ア）軽微な過失により、不正又は不当な診療を行ったもの。

（イ）軽微な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの。

（経済上の措置）

(1) 不正又は不当の事実が認められた診療及び診療報酬の請求に係る返還金

知事は、検査の結果、診療及び診療報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、すみやかに支払基金に連絡し、当該指定医療機関に支払う予定の診療報酬額からこれを控除させるよう措置します。 ただし、当該指定医療機関に翌月以降において控除すべき診療報酬がない場合は、これを保護の実施機関に直接返還させるよう措置します。

(2) 不正又は不当な診療及び診療報酬の請求に基づく診療報酬の控除措置

不正又は不当な診療及び診療報酬の請求があり、未だその診療報酬の支払いが行われていないときは、知事は、すみやかに支払基金に連絡し、当該指定医療機関に支払うべき診療報酬額からこれを控除するよう措置します。

(3) 返還額の加算措置

指定の取消の処分を行った場合、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分を行った場合には、原則として、法第 78 条第 2 項の規定により返還額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額も保護の実施機関に支払うよう措置します。

(注) 診療報酬からの控除又は直接返還は個別指導により過誤を発見した場合であっても措置しますが、その他の措置は検査を行った場合のみに限り行います。

第６　医療扶助及び医療支援給付の内容

１ 範 囲

次に掲げる事項の範囲内で行われます。（法第 15 条）

（1） 診察

（2） 薬剤又は治療材料

（3） 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

（4） 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

（5） 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

（6） 移送

この範囲は、国民健康保険及び健康保険における療養の給付と療養費の支給との範囲を併せたものとほぼ同様とみることができます。ただし、保険外併用療養費の支給にかかるものは、原則として生活保護の対象となりません

２ 診療方針及び診療報酬

生活保護及び支援給付の指定医療機関の診療方針及び診療報酬は国民健康保険の例によることとされていますが、この原則によることができないか、これによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、「生活保護法第 52 条第 2 項の規定による診療方針及び診療報酬（昭和 34 年 5 月 6 日厚生省告示第 125 号)」により定められています。

３ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用原則化について

平成 30 年 10 月 1 日から、生活保護においては、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断された場合には、原則として、後発医薬品を使用していただくこととなりました。

この取扱いは、医師の処方に関する判断をしばるものではありません。医学的知見に基づき、先発医薬品の使用が必要であると認められる場合は、従来通り、先発医薬品を使用（又は処方）することが可能です。

また、薬剤師の専門的な知見から先発医薬品を調剤する必要性があると考えられた場合は、処方医に疑義照会を行い、医師の判断を確認した上で、調剤するようお願いします。ただし、処方医との連絡が取れず、やむを得ない場合は、福祉事務所へ確認いただき、先発医薬品を調剤することも可能です。

なお、①在庫がない場合と②後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっている場合は、例外として先発医薬品の処方が認められます。

第７　医療扶助の申請から決定まで

※医療支援給付も当該手続きに準じます

１　医療扶助申請から医療券交付まで

医療扶助が申請されてからの一般的な流れは次のとおりです。

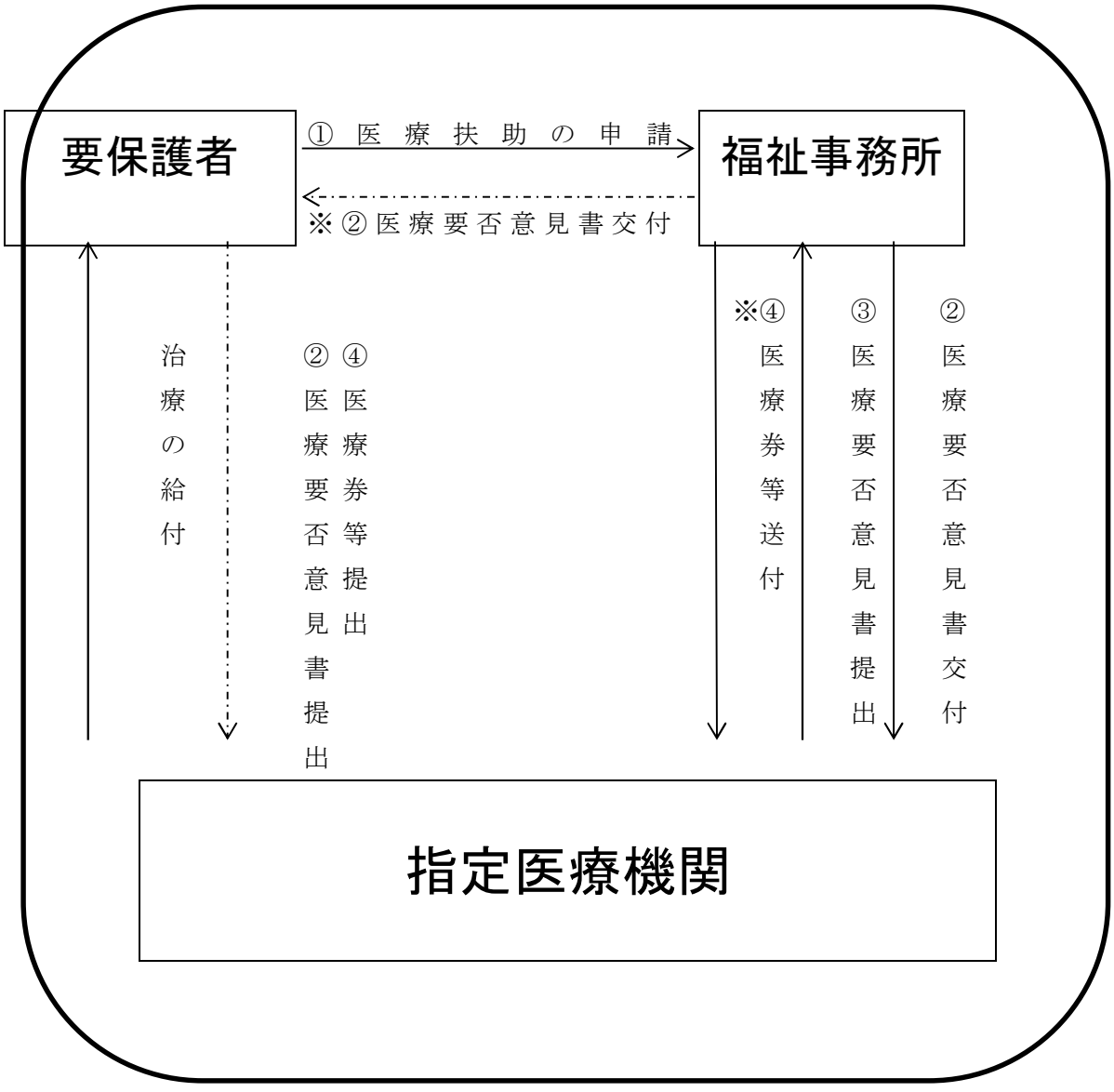

※②④医療要否意見書・医療券を要保護者が提出する場合があります。

①保護開始申請

福祉事務所に対して医療扶助の申請を行います。

②医療要否意見書交付

福祉事務所では、医療扶助を行う必要があるかどうかを判断するため、医療要否意見書等を指定医療機関に交付します。

③医療要否意見書提出

指定医療機関は、速やかに当該用紙に必要事項を記載して福祉事務所に返送してください。

（医療扶助の決定）

福祉事務所は、保護申請書と医療要否意見書をもとに、医療扶助の要否及び他法（例えば「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」や「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等）の適用の可否を検討し、他法による給付を調査確認するとともに、その世帯の収入と最低生活費を対比して保護の要否及び扶助の程度を決定し、その中で医療扶助の要否を決定します。

なお、その世帯の収入が当該世帯の医療費を除く最低生活費を上回る場合には、その上回る金額が「本人支払額」として決定され、本人が直接、医療機関に支払うことになります。

④医療券等送付

以上のように医療扶助が決定された場合は、医療機関が支払基金に診療報酬の請求を行うため、医療券又は調剤券（以下「医療券」という。）が発行されます。医療券は暦月を単位として発行されますが、診療の給付が月の中途を始期又は終期とする場合は、有効期間を記載した医療券が発行されます。有効期間外の診療を必要とする場合や、医療券の記載内容に疑義のある場合等は、福祉事務所に連絡し、必要な補正又は訂正を受けてから請求してください。

第８　診療報酬の請求手続

１　診療報酬の請求

指定医療機関が診療報酬を請求するには、医療券を受領した後、診療報酬明細書等に請求内容を記載して、社会保険診療報酬支払基金秋田支部に提出してください。

２　診療報酬請求書の記載について

「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号（平成 26 年 12 月 22 日保医発 1222 第 2 号改正））により、健康保険及び後期高齢者医療を例として記載してください。

なお、医療扶助と健康保険又は他の公費負担医療との併用の資格を持つ方についても、健康保険用の診療報酬明細書を用いて、支払基金に請求してください。診療報酬明細書には、健康保険等の保険者番号、被保険者番号（他の公費負担医療の場合は公費負担者番号、公費受給者番号）を転記するほか、生活保護の公費負担者番号・公費受給者番号等を医療券から転記してください。

参考資料

生活保護法（抜粋）

（医療扶助）

第１５条　医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 診察

二 薬剤又は治療材料

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 移送

（医療扶助の方法）

第３４条　医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によって行うことができる。

２　前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第４９条の規定により指定を受けた医療機関にこれを委託して行うものとする。

３　前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）第１４条又は第１９条の２の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第１４条の４第１項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができると認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。

４　第２項に規定する医療の給付のうち、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和２２年法律第２１７号）又は柔道整復師法（昭和４５年法律第１９号）の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行うことのできる範囲の施術については、第５５条第１項の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。

５　急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、第２項及び前項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。

６　医療扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。

（医療機関の指定）

第４９条　厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府

県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

（指定の申請及び基準）

第４９条の２　厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

２　厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。

一　当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が健康保険法、（大正１１年法律第７０号）第６３条第３項第１号 に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。

二　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四　申請者が、第５１条第２二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があつた日前６０日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となった事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五　申請者が第５１条第２項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第５１条第１項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

六　申請者が、第５４条第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第５１条第２項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から１０日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第５１条第１項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

七　第５号に規定する期間内に第５１条第１項の規定による指定の辞退の申出があつた

場合において、申請者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前６０日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

八　申請者が、指定の申請前５年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九　当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第２号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

３　厚生労働大臣は、第１項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。

一　被保護者の医療についてその内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第５０条第２項の規定による指導を受けたものであるとき。

二　前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不適当と認められるものであるとき。

４　前３項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第１項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第３項において同じ。）」と、第２項第１号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

（指定の更新）

第４９条の３　第４９条の指定は、６年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

２　前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

３　前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

４　前条及び健康保険法第６８条第２項 の規定は、第１項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定医療機関の義務）

第５０条　第４９条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

２　指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

（変更の届出等）

第５０条の２　指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、１０日以内に、その旨を第４９条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（指定の辞退及び取消し）

第５１条　指定医療機関は、３０日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

２　指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一　指定医療機関が、第４９条の２第２項第１号から第３号まで又は第９号のいずれかに該当するに至つたとき。

二　指定医療機関が、第４９条の２第３項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三　指定医療機関が、第５０条又は次条の規定に違反したとき。

四　指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。

五　指定医療機関が、第５４条第１項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　指定医療機関の開設者又は従業者が、第５４条第１項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七　指定医療機関が、不正の手段により第４９条の指定を受けたとき。

八　前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九　前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十　指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

（診療方針及び診療報酬）

第５２条　指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

２　前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

（医療費の審査及び支払）

第５３条　都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によって請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

２　指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。

３　都道府県知事は、第１項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和２３年法律第１２９号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

４　都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。

５　第１項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）による不服申立てをすることができない。

（報告等）

第５４条　都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　第２８条第３項及び第４項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

指定医療機関医療担当規程

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条第１項の規定により、指定医療機関医療担当規程を次のとおり定める。

指定医療機関医療担当規程

（指定医療機関の義務）

第１条　指定医療機関は、生活保護法（以下「法」という。）に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、医療を必要とする被保護者（以下「患者」という。）の医療を担当しなければならない。

（医療券及び初診券）

第２条　指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券（初診券を含む。以下同じ。）を所持する患者の診療を正当な事由がなく拒んではならない。

第３条　指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

（診療時間）

第４条　指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、患者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

（援助）

第５条　指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めたときは、速やかに、患者が所定の手続をすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければならない。

一　居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

二　病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

三　移送

四　歯科の補てつ

（後発医薬品）

第６条　指定医療機関の医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品（法第３４条第３項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。）の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たつては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行うものとする。

２　指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

３　指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和３２年厚生省令第１６号）第９条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であつて、当該処方せんを発行した医師等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、原則として、後発医薬品を調剤するものとする。

（証明書等の交付）

第７条　指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

２　指定医療機関は、患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、当該医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならない。

（診療録）

第８条　指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によつて医療の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

（帳簿）

第９条　指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から５年間保存しなければならない。

（通知）

第１０条　指定医療機関が、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知つた場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

一　患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。

二　患者が詐偽その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

（指定訪問看護事業者等に関する特例）

第１１条　指定医療機関である健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第１項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 41 条第１項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第８条第４項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第 53 条第１項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第８条の２第４項に規定する介護予防訪問介護を行う者に限る。）にあつては、第５条の規定は適用せず、第８条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健康保険の例によつて」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の例によつて」と、「診療録と」とあるのは「諸記録と」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

（薬局に関する特例）

第１２条　指定医療機関である薬局にあつては、第５条の規定は適用せず、第８条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替え適用するものとする。

（準用）

第１３条　第１条から第１０条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第１条から第５条まで、第７条第１項及び第８条から第１０条までの規定は、指定助産機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。

生活保護法第 52 条第 2 項の規定による診療方針及び診療報酬

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 52 条第 2 項（同法第 55 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定により、生活保護法第 52 条第 2 項の規定による診療方針及び診療報酬を次のとおり定め、昭和 34 年 1 月 1 日から適用し、生活保護法第 52 条第 2 項の規定による診療方針及び診療報酬（昭和 25 年 8 月厚生省告示第 212 号）は昭和 33 年 12 月 31 日限り廃止する。

生活保護法第 52 条第 2 項の規定による診療方針及び診療報酬

1　歯科の歯冠修復及び欠損補綴の取扱において、歯科材料として金を使用することは、行わない。

2　国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、保険外併用療養費の支給に係るもの（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申立療養及び選定療養（平成 18 年厚生労働省告示第 495 号）第２条第７号に規定する療養（次項において「長期入院選定療養」という。）につき別に定めるところによる場合を除く。第４項において同じ。）は指定医療機関及び医療保護施設には適用しない。

3　前項の規定により指定医療機関及び医療保護施設に適用される長期入院選定療養に係る費用の額は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 42 条第１項第１号に掲げる場合の例による。

4　前３項に定めるもののほか、結核の医療その他の特殊療法又は新療法による医療その他生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の基本原理及び原則に基づき、国民健康保険の診療方針及び診療報酬（保険外併用療養費の支給に係るものを除く。）と異なる取扱いを必要とする事項に関しては、別に定めるところによる。

5　75 歳以上の者及び 65 歳以上 75 歳未満の者であって高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）若しくは船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）の規定による被保険者及び被扶養者、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）に基づく共済組合の組合員及び被扶養者又は私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及び被扶養者である者を除く。）に係る診療方針及び診療報酬は、前各項に定めるもののほか、後期高齢者医療の診療方針及び診療報酬（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第１項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 41 条第１項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第８条第４項に規

定する訪問看護を行う者に限る。）及び同法第 53 条第１項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第８条の２第４項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあっては高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 78 条第４項の規定による厚生労働大臣の定める基準及び同法第 79 条第１項の規定による厚生労働大臣の定め）の例による。

6　指定医療機関が健康保険の保険医療機関又は保険薬局であり、かつ、国民健康保険法第 45 条第３項（同法第 52 条第６項、第 52 条の２第３項及び第 53 条第３項において準用する場合を含む。）の規定による別段の定めの契約当事者であるときは、当該契約の相手方である市町村（特別区を含む。）の区域に居住地（生活保護法第 19 条第１項第２号又は同条第２項に該当する場合にあっては現在地とし、同条第３項に該当する場合にあっては入所前の居住地又は現在地とする。）を有する被保護者について当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬は、当該定めの例による。

7　指定医療機関がそれぞれその指定を受けた地方厚生局長又は都道府県知事若しくは地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第 252 条の 22 第１項の中核市（以下「中核市」という。）の市長との間に及び医療保護施設がその設置について認可を受けた都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長又はこれを設置した都道府県若しくは指定都市若しくは中核市を管轄する都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長との間に、診療報酬に関して協定を締結したときは、当該指定医療機関又は医療保護施設に係る診療報酬は、当該協定による。ただし、当該協定による診療報酬が健康保険法第 76 条第２項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第 85 条第２項及び第 85 条の２第２項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第 86 条第２項第１号の規定による厚生労働大臣の定め（前項に該当する指定医療機関にあっては、当該定めのうち診療報酬が最低となる定め）若しくは同法第 88 条第４項の規定による厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律第 71 条第１項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第 74 条第２項及び第 75 条第２項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第 78 条第４項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例による場合に比べて同額又は低額である場合に限る。

8　第６項に該当する指定医療機関について前項に規定する協定の締結があったときは、第６項の規定は、これを適用しない。

福祉事務所一覧

事務所名	担当	住所	電話番号	ＦＡＸ番号	所管区域
北福祉事務所	山本福祉事務所 （兼務）	〒016-0815 能代市御指南町１番10号	0185-52-5105	0185-53-4114	鹿角郡 北秋田郡
山本福祉事務所	企画福祉課 児童・生活保護チーム				山本郡
中央福祉事務所	企画福祉課 児童・生活保護チーム	〒018-1402 潟上市昭和乱橋字古開 172-1	018-855-5175	018-855-5160	南秋田郡
南福祉事務所	企画福祉課 児童・生活保護チーム	〒013-8503 ※ 横手市旭川 1-3-46	0182-32-3294	0182-32-3369	仙北郡 雄勝郡
秋田市福祉事務所	保護第一課 保護第二課	〒010-8560 ※ 秋田市山王 1-1-1	018-888-5669	018-888-5671	秋田市
能代市福祉事務所	福祉課 厚生福祉係	〒016-8501 ※ 能代市上町 1-3	0185-89-2154	0185-89-1771	能代市
横手市福祉事務所	社会福祉課 保護係	〒013-8601 ※ 横手市中央町 8-2	0182-35-2156	0182-32-9709	横手市
大館市福祉事務所	福祉課 保護係	〒017-8555 ※ 大館市字中城 20 番地	0186-43-7051	0186-42-8532	大館市
由利本荘市福祉事務所	福祉支援課 保護班	〒015-0872 由利本荘市瓦谷地１番地	0184-24-6316	0184-24-0480	由利本荘市
男鹿市福祉事務所	福祉課 保護班	〒010-0595 ※ 男鹿市船川港船川字泉台 66-1	0185-24-9118	0185-32-3955	男鹿市
湯沢市福祉事務所	福祉課 保護班	〒012-8501 ※ 湯沢市佐竹町 1-1	0183-55-8088	0183-72-8301	湯沢市
大仙市福祉事務所	生活支援課 保護班	〒014-8601 ※ 大仙市大曲花園町 1-1	0187-63-1111	0187-63-8811	大仙市
鹿角市福祉事務所	福祉総務課 保護班	〒018-5201 鹿角市花輪字下花輪 50	0186-30-0627	0186-22-2044	鹿角市
潟上市福祉事務所	社会福祉課 生活福祉班	〒010-0201 潟上市天王字棒沼台 226-1	018-853-5314	018-853-5233	潟上市
北秋田市福祉事務所	福祉課 保護係	〒018-3392 ※ 北秋田市花園町 19-1	0186-62-1113	0186-69-7056	北秋田市
仙北市福祉事務所	福祉政策課 保護係	〒014-0392 ※ 仙北市角館町中菅沢 81 番地 8	0187-43-2284	0187-54-1117	仙北市
にかほ市福祉事務所	福祉課 保護支援班	〒018-0492 ※ にかほ市平沢字鳥ノ子渕 21	0184-32-3038	0184-37-2135	にかほ市

※は個別の郵便番号です